

1. 件名：新規制基準適合性審査（所内常設直流電源設備（3系統目））への対応について  
（島根原子力発電所2号炉設置変更許可）【4】

2. 日時：令和5年3月24日 13時30分～15時30分

3. 場所：原子力規制庁内会議室 9階B会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

岩澤安全規制調整官、岡本上席安全審査官、建部主任安全審査官、中原安全審査官、菊地審査チーム員

中国電力株式会社：

電源事業本部 原子力安全技術 山本部長 他8名

東北電力株式会社：

担当者1名

5. 要旨

（1）中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号炉の所内常設直流電源設備（3系統目）（以下「第三電源」という。）に係る設置変更許可申請書のうち、発電用原子炉の設置変更（2号発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第3号及び第4号への適合について、令和5年3月16日の提出資料に基づき説明があった。

（2）原子力規制庁から、主に以下の点について説明を求めた。

○ 設置許可基準規則第54条の要求事項に基づき、燃料プール水位・温度（SA）を第三電源の給電対象負荷として追加するとしているが、第1116回審査会合（令和5年2月21日開催）で議論した内容も踏まえ、同規則第57条第2項の要求事項への適合の考え方について説明すること。

（3）中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：なし

以上